

# 成年後見人や破産管財人、親権者等による届出の場合

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成24年 2月 1日

(あて先) 千葉県農業委員会会長

## 成年後見人等の住所・氏名を記入(記名押印)

破産管財人による場合は、  
「破産者 ○○○○ 破産管財人 △△△△」と記入(記名押印)  
親権者による場合は、  
「未成年者 ○○○○ 親権者 △△△△」と記入(記名押印)

譲受人  
(借人)

緑 花子

緑

譲渡人  
(貸人)

成年被後見人 千花 太郎

成年後見人 若葉 千一

若葉

次のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

### 1 当事者の氏名(名称及び代表者の氏名)、住所(主たる事務所の所在地)及び職業(業務の内容)

当事者の別	氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	職業(業務の内容)
フリガナ 譲受人 (借人)	ミドリ ハナコ 緑 花子	千葉市中央区千葉港1番1号 シーサイドコーポ9909号	会社員
フリガナ 譲渡人 (貸人)	チハナ タロウ / ワカバ センイチ 成年被後見人 千花 太郎 成年後見人 若葉 千一	千葉市中央区中央9丁目99番9号 若葉ビル9階	弁護士

### 2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 若葉区 若葉町9丁目	899番8	田	休耕	50	所有者 千葉市若葉区美浜町 999番地 千花 太郎
若葉町9丁目	899番9	畑	休耕	170	
以下余白					所有者(成年被後見人等)の住所・氏名を記入 罫線を消去し、枠を結合しても構いません。
<b>必要な添付書類</b> 成年後見人等であることを証明する文書 (法務局が発行する成年後見登記の登記事項証明書や、戸籍謄本など)					
計	220	m <sup>2</sup>	(田 50	m <sup>2</sup> ・ 畑 170	m <sup>2</sup> )

### 3 権利の設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・移転	受理通知後	永久	

### 4 転用計画

転用の目的	工事着工時期	工事完了時期	開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条第1項の該当号	
宅地	平成24年 2月10日	平成24年 6月10日		1
建築物の名称及び構造	棟数	延床面積	取水及び排水施設	
一般個人住宅	木造2階建て	1	99.46	水道・下水道

### 5 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

フェンスブロックを設置し、被害が出ないようにします。

届出書持参者氏名	稲毛 三郎	電話番号	043-245-5767
----------	-------	------	--------------